熊谷市納税率の推移

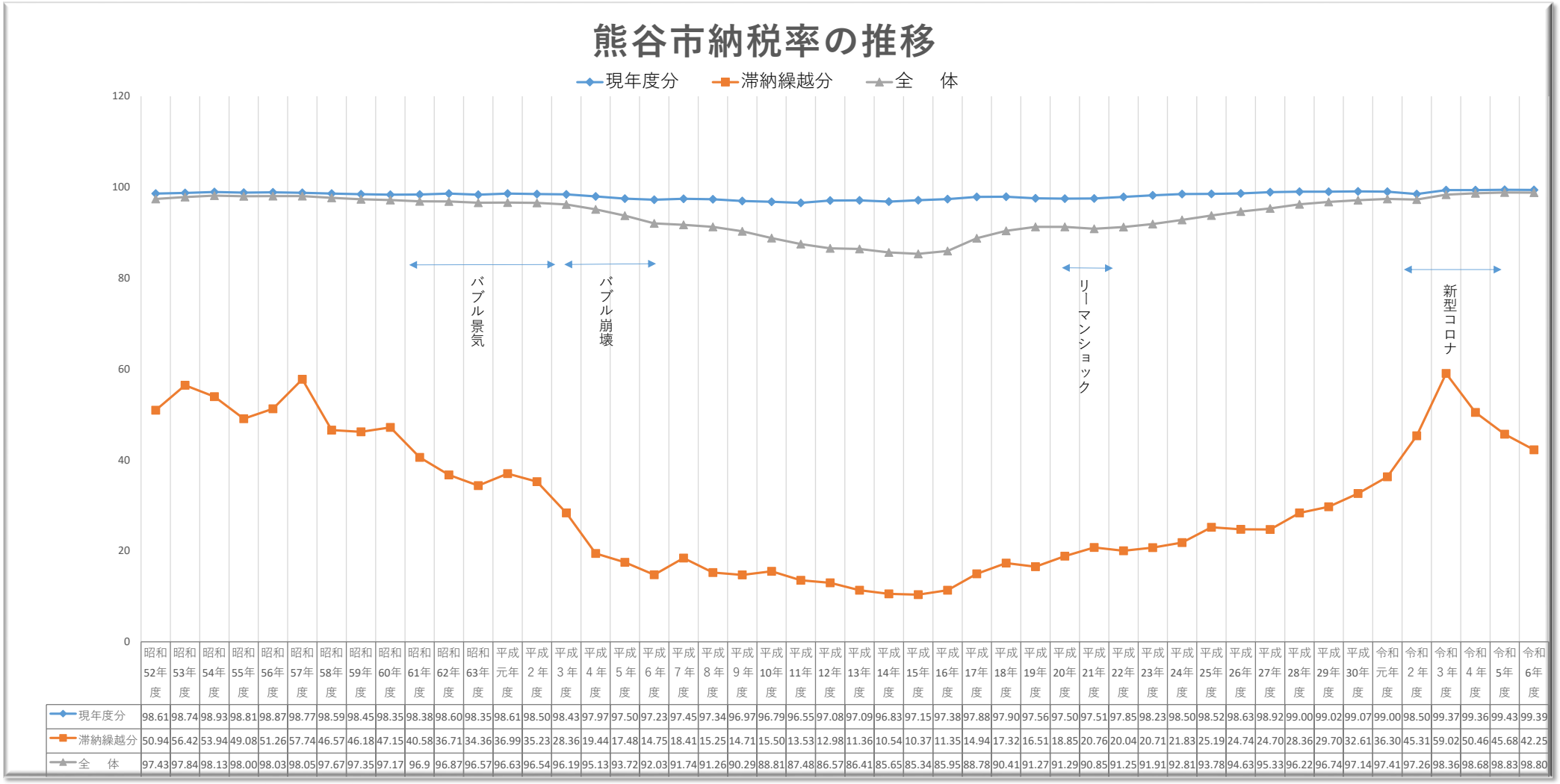

	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度分	98.61	98.74	98.93	98.81	98.87	98.77	98.59	98.45	98.35	98.38	98.60	98.35	98.61	98.50	98.43	97.97	97.50	97.23	97.45	97.34	96.97	96.79	96.55	97.08	97.09	96.83	97.15	97.38	97.88	97.90	97.56	97.50	97.51	97.85	98.23	98.50	98.52	98.63	98.92	99.00	99.02	99.07	99.00	98.50	99.37	99.36	99.43	99.39
滞納繰越分	50.94	56.42	53.94	49.08	51.26	57.74	46.57	46.18	47.15	40.58	36.71	34.36	36.99	35.23	28.36	19.44	17.48	14.75	18.41	15.25	14.71	15.50	13.53	12.98	11.36	10.54	10.37	11.35	14.94	17.32	16.51	18.85	20.76	20.04	20.71	21.83	25.19	24.74	24.70	28.36	29.70	32.61	36.30	45.31	59.02	50.46	45.68	42.25
全　体	97.43	97.84	98.13	98.00	98.03	98.05	97.67	97.35	97.17	96.9	96.87	96.57	96.63	96.54	96.19	95.13	93.72	92.03	91.74	91.26	90.29	88.81	87.48	86.57	86.41	85.65	85.34	85.95	88.78	90.41	91.27	91.29	90.85	91.25	91.91	92.81	93.78	94.63	95.33	96.22	96.74	97.14	97.41	97.26	98.36	98.68	98.83	98.80

業務停滞期

業務改革期

業務安定期

熊谷市の滞納整理

臨時収納員制度開始

特別対策班編成

土曜開庁業務開始

県職員派遣受入開始

処分停止マニュアル作成

コンビニ収納開始

口座振替キャンペーン開始

ネット公売開始

納税コールセンター開設

納税緩和措置事務処理要綱作成

納税折衝マニュアル作成

臨時収納員制度廃止

滞納整理マニュアル作成

納税管理アドバイザーの配置

スマートフォンアプリ決裁開始

財産調査の一部電算化実施

債権管理条例施行

地方税統一QRコードの運用開始

納税率の分析

納税率

・平成以前における全体の納税率ピークは昭和54年度の98.13％（現年98.93％・滞繰53.94％）、底は平成15年度85.34％（現年97.15％・滞繰10.37％）。
　しかし、令和3年度以降は上記ピーク時の納税率を上回っており、令和6年度は98.80%（現年度99.39％・滞繰42.25％）である。
　※令和３年度の市税納税率が98.36%と令和２年度に比べ1.1%伸びている。これは令和２年度の特例（コロナ）徴収猶予により、令和２年度の現年度課税の納税を１年間猶予していたため、令和３年度分と合わせて、滞納繰越分（猶予期間終了等）となった令和２年度課税分が納税された結果、滞納繰越分の納税率が大幅に伸びたことが要因である。

・現年分納税率は、バブル経済崩壊後下落し、滞繰分納税率は昭和57年度以降下落。この時期は滞納整理手法未確立。
・滞繰分納税率は、平成15年度の10.3％を底に回復に転じる。滞納整理手法を研究し、本格的に取り組み始めた。
・令和に入り、滞繰分の滞納整理が進んできたことから、現年対応に徐々にシフトし、滞納を発生させない方向へ方針転換。
・令和5年度から4税目（市県民税（普徴）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税）の納税通知書にeL-QRコードが付与され、地方税共同機構の「地方税お支払サイト」でクレジットカード納付ができるほか、多くのスマートフォン決済アプリで納付することが可能となった。

熊谷市の滞納整理業

業務停滞期：昭和60年度～平成15年度：納付資力に基づかない少額・長期分納、訪問徴収実施、滞納処分の限定的実施⇒納税率の低下・滞繰分の増加
　　昭和60年度臨時収納員制度開始
業務改革期：平成16年度～平成25年度：適正な分納に努める、滞納処分増加⇒納税率の改善、滞繰分の減少傾向
　　平成16年特別対策班編成
　　平成17年度土曜開庁業務開始・県職員派遣受入開始
　　平成18年度処分停止マニュアル作成
　　平成19年度コンビニ収納・口座振替キャンペーン開始
　　平成20年度ネット公売開始
　　平成22年度納税コールセンター開設
業務安定期：平成26年度～適正分納増加するも長期分納残、訪問徴収廃止、徹底的な財産調査と速やかな処分実施⇒納税率上昇、滞繰分の圧縮
　　平成28年度納税緩和措置事務処理要綱作成、平成30年度納税折衝マニュアル作成、令和元年度臨時収納員制度廃止
　　令和3年度滞納整理マニュアルの作成、スマートフォンアプリによる電子納税の導入、国税OB職員を納税管理アドバイザーとして雇用
　　令和4年度口座振替推進キャンペーンの事業内容を変更

業務成熟期へ：現年度課税の滞納整理、収納多様化、滞納発生後早期着手⇒納税率高位安定
　　市の債権一元化に向け、令和４年度から債権管理係を設置
　　令和4年度末から財産調査の一部電算化実施
　　令和5年度債権管理条例施行、地方税統一QRコードeL-QRの運用開始